

平成31年3月15日

事業主様

大阪府電気工事健康保険組合  
理事長 橋詰源治  
(公印省略)

適用関係（被保険者届書関係）の届出方法及び各様式変更について（お知らせ）

平素は健康保険組合の事業運営にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

平成28年1月からマイナンバー制度が始まり、これにより厳格な取扱いが必要な特定個人情報となり、安全管理措置を行う事が義務付けられていました。

これにより本来、健康保険・厚生年金保険に伴う届出書につきましては原則各事業所より健康保険組合・日本年金機構それぞれに届出いただくこととなっていました。

しかしながら当組合では利便性を考え個人情報の安全を確保しつつ、厚生年金保険の届出書は当組合を経由して日本年金機構への回付事務を行ってまいりました。

(年金機構へは特定記録郵便等の追跡可能な方法により送付しています。)

この、厚生年金保険の届出書には基礎年金番号等の健康保険では使用しない個人情報も含まれおり、この個人情報を保有・保管することは、個人情報漏えいの危険性、日本年金機構へ送付時の紛失等のリスクも伴ってまいります。

つきましては、厳正な特定個人情報保護への措置として、**平成31年4月以降厚生年金関係の届出に関しては直接、事業所から各都道府県年金事務センターへ届出いただきますようお願い申し上げます。**

これに伴い健康保険の被保険者に係る届出書の様式を変更いたします。

なお、健康保険被扶養者（異動）届につきましては日本年金機構へ届出が必要な20歳から60歳までの配偶者にかかる「国民年金第3号被保険者届」に医療保険者の証明が必要となっておりますので当組合において証明後、事業所控えと共に「国民年金第3号被保険者届」を返戻いたしますので事業所より各都道府県年金事務センターへ届出ください。

(20歳未満・60歳以上の配偶者及び配偶者以外の被扶養者は「国民年金第3号被保険者届」の提出は必要ありません。)

変更に伴い、事業主様及びご担当者様におかれましては事務作業の負担増等、お手数をお掛けいたしますが何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

※ 4月以降に日本年金機構の届出書等が当健康保険組合に提出された場合は、文書や電話により直接送付への協力を依頼したうえで経過的に当健康保険組合から

日本年金機構へ送付いたしますが事業所からの直接送付にご協力ください。

※ 届出方法の変更に伴い、今後は磁気媒体（CD・DVD等）での届出をお勧めします。

磁気媒体の届出により、従来の紙様式に記入する作業が簡素化されます。

この機会に変更をご検討ください。

（磁気媒体での届書は、日本年金機構のホームページ <http://www.nenkin.go.jp> から作成プログラムをダウンロードする必要があります。）

※ すでに磁気媒体での届出をされている事業所は変更ありません。

様式変更の届書は下記の通りです。（全て1枚になります。）

新様式を同封いたしますので、事業所にてコピーしてご使用ください。

※ 手書き用の様式です、入力様式のエクセルファイルはホームページに掲載いたします。

## 記

- ① 被保険者資格取得届
- ② 被保険者資格喪失届
- ③ 被保険者報酬月額変更届
- ④ 被保険者賞与支払届
- ⑤ 被保険者報酬月額算定基礎届
- ⑥ 産前産後休業取得者申出書
- ⑦ 産前産後休業取得者変更（終了）届
- ⑧ 産前産後終了時報酬月額変更届
- ⑨ 育児休業等取得者申出書（新規・延長）
- ⑩ 育児休業等取得者終了届
- ⑪ 育児休業終了時報酬月額変更届

※ ④⑤に関しましては当組合より氏名、生年月日等の内容を予め印字した届出書を別に作成し送付いたします。（今回は同封していません。）

※ ⑥～⑪は様式の変更はありませんが、健康保険組合への届出は1枚となります。

※ 厚生年金保険の届出書は、日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp> からダウンロードし各都道府県年金事務センターへ直接送付してください。

ご質問など、ご不明点がございましたら

大阪府電気工事健康保険組合（06—6486—9013）まで

## 日本年金機構 事務センター 一覧

事務センターへ郵送される場合は、封筒に送付先の事務センターと郵便番号(個別郵便番号)を記載するだけで、それぞれの事務センターに届きます。

都道府県	届書や申請書の郵送先あて名	個別郵便番号
北海道	日本年金機構 北海道事務センター	003-8572
青森県	日本年金機構 仙台広域事務センター	980-8461
岩手県		
宮城県		
秋田県		
山形県		
福島県	日本年金機構 埼玉広域事務センター	330-8530
茨城県		
栃木県	日本年金機構 高崎広域事務センター	370-8533
群馬県		
埼玉県	日本年金機構 埼玉広域事務センター	330-8530
新潟県	日本年金機構 新潟事務センター	950-8611
長野県	日本年金機構 埼玉広域事務センター	330-5830
東京都	日本年金機構 東京広域事務センター	135-8071
千葉県		
神奈川県	日本年金機構 神奈川事務センター	220-8557
山梨県	日本年金機構 東京広域事務センター	135-8071
富山県	日本年金機構 金沢広域事務センター	920-8626
静岡県	日本年金機構 名古屋広域事務センター	460-8565
愛知県		
三重県		
岐阜県		
石川県	日本年金機構 金沢広域事務センター	920-8626
大阪府	日本年金機構 大阪広域事務センター	541-8533
兵庫県	日本年金機構 兵庫事務センター	651-8514
京都府	日本年金機構 京都事務センター	600-8642
奈良県	日本年金機構 大阪広域事務センター	541-8533
福井県		
滋賀県		
和歌山県		
岡山県	日本年金機構 岡山広域事務センター	700-8501
広島県	日本年金機構 広島広域事務センター	730-8602
鳥取県	日本年金機構 岡山広域事務センター	700-8501
島根県		
山口県	日本年金機構 広島広域事務センター	730-8602
香川県	日本年金機構 高松広域事務センター	760-8524
愛媛県		
高知県		
徳島県		
福岡県	日本年金機構 福岡広域事務センター	812-8579
大分県		
佐賀県		
長崎県		
熊本県		
宮崎県		
鹿児島県		

